

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 8 年 4 月 1 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 令和 7 年 1 月 6 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 令和 7 年 8 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 令和 7 年 1 月 6 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 令和 7 年 8 月 1 日 変更 <u>令和 8 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（新設）	<u>（接続検討の申込件数の上限）</u> <u>第 8 1 条の 2 一般送配電事業者等は、系統用蓄電池（蓄電設備のうち、送電系統に接続するものをいう。ただし、発電設備又は需要設備と併設する蓄電設備においては、設備容量等を踏まえて、一般送配電事業者等が認めるものに限る。）に係る接続検討について、同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が、一般送配電事業者等が申込みの上限としてあらかじめ公表する件数を超過しているときは、前条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、当該件数を超過した接続検討の申込みについて、当該申込書類の確認、第 8 3 条第 1 項に定める検討料の額の通知及び接続検討の申込みの受付を行わないものとする。</u> <u>2 一般送配電事業者等は、前項の規定による同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過するときは、速やかにその旨を当該系統連系希望者に通知しなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者等は、業務規程第 7 1 条第 1 項の規定により、本機関から通知を受けた場合において、第 1 項の規定による同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過するときは、速やかにその旨を本機関に通知しなければならない。</u> <u>4 一般送配電事業者等は、第 2 項又は前項の規定により上限を超過するか否かについて、同一の系統連系希望者の接続検討の申込件数のうち、業務規程第 7 2 条第 1 項に規定する接続検討の回答を行っていないもの又は第 8 5 条第 1 項に規定する接続検討の回答を行っていないものの件数に応じて判断するものとする。</u>
（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第 5 項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一 系統連系希望者（選定事業者（再エネ海域利用法第 1 3 条第 2 項第 1 0 号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）。） 二 （略） 2 ～ 5 （略）	（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認（第 5 項に規定する契約申込みの対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者及び配電事業者の確認も含む。）の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一 系統連系希望者（選定事業者（<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 3 0 年法律第 8 9 号）第 1 6 条第 2 項第 1 0 号</u>に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること（保証金を要しない場合を除く。）。） 二 （略） 2 ～ 5 （略）
（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一・二 （略） 三 <u>第 1 0 5 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</u> （新設） （新設）	（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一・二 （略） 三 <u>一般送配電事業者等が、第 1 0 5 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定により連系承諾後に連系等を拒んだ場合</u> <u>四 系統連系希望者が、連系承諾後、2 か月を超えて発電設備等（F I P 電源又は F I T 電源となる予定の発電設備等を除く。）を設置する用地の使用権原を証する書類を提出しない場合（ただし、2 か月以内に当該書類の提出が困難であると合理的に認められるときは、一般送配電事業者等が別途定める期間を超えて当該書類を提出しない場合）</u> <u>五 系統連系希望者が、前号に規定する書類又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 1 2 3 条の 2 第 1 項に規</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	定する申込書類に関して、虚偽の記載等を行った場合
（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第 1 0 5 条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 第 9 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により連系予約を取り消した場合 二～五 （略） 2 （略）	（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第 1 0 5 条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一 第 9 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定により連系予約を取り消した場合 二～五 （略） 2 （略）
第 2 0 8 条 削除	（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用） 第 2 0 8 条 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージンを使用する必要を認めるとき又は本機関からマージンを使用することを求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画並びに当該マージン使用の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該マージン使用の必要性について本機関に説明する。
（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用） 第 2 0 8 条の 2 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。	（緊急時の地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用） 第 2 0 8 条の 2 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために地内基幹送電線の運用容量拡大分を使用する必要を認めるとき又は本機関から運用容量拡大分を使用することを求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。
（緊急時の連系線の使用） 第 2 0 8 条の 3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 2 （略）	（緊急時の連系線の使用） 第 2 0 8 条の 3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは需給ひっ迫のおそれに対応するために連系線の運用容量拡大分を使用する必要を認めるとき又は本機関から運用容量拡大分を使用することを求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、当該運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。 2 （略）
（低圧 F I T 電源及び低圧 F I T 卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合） 第 2 6 6 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している低圧 F I T 電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第 2 4 7 条及び第 2 5 2 条から第 2 6 2 条までの規定は適用しない。	（低圧 F I T 電源及び低圧 F I T 卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合） 第 2 6 6 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している低圧 F I T 電源が調達期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第 2 4 7 条、第 2 5 2 条から第 2 5 4 条まで、第 2 5 5 条第 2 項及び第 3 項、第 2 5 6 条から第 2 5 8 条まで並びに第 2 6 0 条から第 2 6 2 条までの規定は適用しない。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本指針は、令和 8 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 6 6 条の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（連系予約の取消要件の追加適用）

第2条 第97条及び第105条の改正規定は、系統アクセス業務のうち契約申込みのプロセスにおける用地の使用権原を証する書類の提出に関して、託送供給等約款の変更の効力が一般送配電事業者において生じた日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件について、適用する。